

日本国憲法の全条文を声を出して読んでみよう

開倫塾

塾長 林 明夫

1. おはようございます。開倫塾塾長の林明夫です。今朝も「開倫塾の時間」をお聴きいただき、ありがとうございます。

皆さんはゴールデンウィークをどのようにお過ごしになられたでしょうか。私は、5月1日(金)に客員教授を拝名している宇都宮大学大学院工学科で90分の授業を2コマ担当させていただきました。約60名の学生さんを前にした講義でしたので、ゴールデンウィークの前半はその準備のためかなり勉強をいたしました。後半は、前回の放送で紹介した「赤毛のアン」を読み進め、第7巻まで読み終えました。モンゴメリ著の「赤毛のアン」は素晴らしい作品で、村岡花子さんの翻訳も素晴らしく、カナダの自然や精神の豊かさに、こんな世界もあるのだなと感じ入りました。

2. この本を村岡花子さんが翻訳なさったのは、昭和20年代後半から30年代前半の頃です。その当時の日本人が、カナダでは「赤毛のアン」に描かれているような豊かな自然・物質文明・精神のもとで過ごしていることを知ったら、食い付くように読んだのではないかと思いました。私は今でさえ素晴らしいと思うのですから、食べ物ははじめあらゆるものが欠乏していた当時は、この素晴らしいカナダの小説を読んで夢を見た方がたくさんいらっしゃったのではないかなと思います。ですから、まだ読んでいらっしゃらない方はぜひ読んでいただきたいと思います。

3. さて、5月3日は憲法記念日でした。毎年この時期には憲法についてお話をしておりますので、おくれげながら、今日は「憲法の学び方」についてお話をさせていただきます。この「開倫塾の時間」でお伝えするのは、社会人の方々も含めた勉強の仕方です。そこで、公民として、有権者として憲法をどのように学んだらよいかをお話します。

4. 昨今、日本国憲法を改正するかどうかの議論が盛んになってきました。改正するにしてもしないにしても、その前に現行の日本国憲法に何が書いてあるのかを知ることが大切です。では、どこに行けば憲法の情報が得られるかと言うこと、答えは簡単です。本屋さんには、「六法全書」という本が売っています。六法とは、憲法・民法・商法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法の6つの法律のことです。これに書いてあります。また、小6社会の資料集・中3公民の教科書の巻末・高3政治経済の巻末にも載っています。さらに、インターネットで簡単に検索できますので、条文をプリントアウトして身近に置いておくとよいと思います。

5. 憲法の読み方ですが、私のお勧めは、前文を含む全条文を声を出して読むことです。こうすると、憲法に何が書いてあるかがわかります。憲法は全部で103条から成る法律で、とても読みやすいです。ですから、ぜひ声を出して読んでいただきたいと思います。特に、学校の教科書に載っているものには、ふりがなが付いていることが多いです。それを参考にしながら、ぜひ声を出して読んでください。

6. 一番大事なのは前文ですので、これは全部読んでいただきたいと思います。第1章は天皇、第2章は戦争の放棄、第3章は国民の権利及び義務、第4章は国会、第5章は内閣、第6章は司法、第7章は財政、第8章は地方自治、第9章は改正、第10章は最高法規について書かれています。そして、第11章の第100条から第103条までは補則になっています。第11章はともかく、第1章の第1条から第10章の第99条までは声を出して読んだほうがよいと思います。

7. 放送をお聴きの皆さんは、前のほうは読んでいても、後ろのほうを読んでいない方が多いと思います。そこで、参考までに第99条から前の3条を紹介させていただきます。第99条は「憲法尊重擁護の義務」の規定で、「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ(う)。」とあります。これは、憲法は誰に当てて書かれているのかということ、とてもおもしろい条文です。よく見ると、国民ということばがないからです。それなら国民は憲法を尊重しなくてもよいのかとなりますが、決してそうではありません。ただ、一番大切なのは、天皇陛下や摂政はともかく、国務大臣や国会議員、裁判官、その他の公務員は憲法を尊重して擁護する義務を負うということです。

8. 憲法は基本的人権について書かれているものです。昔は、権力を持たない方がいろいろな発言をした場合には、逮捕されたり刑罰を課せられたりしました。しかし、そのようなことをしてはいけないので、国務大臣や国会議員、裁判官、その他の公務員は基本的人権をきちんと守りなさいということで作られたのが日本国憲法であると、私は認識しています。ですから、憲法を尊重する義務は国民にもあるかもしれませんが、それ以上に国務大臣や国会議員、裁判官、その他の公務員に尊重する義務があるということです。私はこれが一番大切であると思いますが、皆さんはどうでしょうか。ぜひ自分なりの考えをまとめていただければと思います。

9. 前の第98条は「最高法規、条約及び国際法規の遵守」で、「①この憲法は、国の最高法規であつ(つ)て、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。②日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。」とあります。これは、憲法がこの国で最も大切な法律だということです。また、この憲法に反する法律や命令などは効力を持たないということです。

ただ、国と国とが結んだ条約や確立された国際法規は誠実に守る必要があるとしています。

10. 第97条は「基本的人権の本質」で、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年わたる自由獲得の努力の成果であつ(つ)て、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ(え)、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利と信託されたものである。」とあります。これは、基本的人権は本当に大切なのだということを示しています。

11. このように、憲法は読んでみるととてもおもしろいです。ですから、まずは全条文を声を出して読んでみてください。その上で、もし新しい憲法を制定するのであれば、どこが足りないのか・どこを削ればよいのかを議論するのがよいと思います。

また、たまには後ろのほうから読むのもよい勉強だと思い、紹介させていただきました。